

【機密性2情報】

⑦-5 チェックリスト(変更) (3整備交付金共通)

(様式)地方創生整備推進交付金に係る地域再生計画の変更認定申請チェックリスト

変更

地域再生 計画の名称	豊かな水資源をみんなで未来へ継承するまちづくり計画	担当者名	きばん つよし 基盤 強
計画作成主体	山梨市	電話番号	0000-00-0000
担当部署	山梨県山梨市上下水道課	メールアドレス	abcd@pref.***.lg.jp

注) 県と市が申請する場合等に連絡先を複数記載するケースがありますが、原則連絡先は1箇所としてください。

・チェック欄にチェックリストへの対応状況を「〇」(該当する)、「-」(対象外)から選んでください。

〇を選んだ場合は理由・根拠資料等について具体的に記入してください。

1 変更認定申請全般について (全ての変更認定申請が該当)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	変更認定申請内容が、認定基準に合致しているか。	手引き:1-60(3) Q&A:Q12～Q14-2	○	計画変更の主因となった人件費及び物価変動による影響については、令和6年12月に設計を行い額が確定したことから、変更後の実施計画は明確なものであり、地域再生法第5条第16項第3号に掲げたとおり円滑かつ確実に実施されることが見込まれるなど、認定基準に合致している。
	変更認定申請の時期が適切か。(交付に支障が生じる前に申請したか。)	手引き:1-60(3)	○	現計画は令和8年度までの計画期間であり、その前年度の令和7年2月に変更認定申請を行うものである。
	新規認定又は変更認定を受けた地域再生計画をベースとした新旧対照表になっているか。	手引き:2-47～53	○	令和4年3月30日付で新規認定を受けた地域再生計画を変更前のベースとしている。
	変更認定を要する内容に伴い関連する計画本文及び添付資料の変更も変更されているか。	手引き:2-45 Q&A:Q15	○	計画期間が記載されている計画書本文、整備箇所図、工程表に対して記述を変更した。
	単に事業費や整備量の減だけの変更になっていないか。	手引き:1-60(4)	○	人件費及び物価変動の影響により、事業費の増を行っている。
	変更理由が具体的に記載されているか。	手引き:2-54～56	○	計画着手時から人件費お及び物価変動の影響による状況を変更理由書に記載した。
	中間評価やKPIの評価結果が反映されているか。	手引き:1-44,1-58 1 Q&A:Q17	○	KPI評価は、施設が完成後に評価されるものであり、令和9年1月に運営開始予定であることから、令和9年度末の評価予定である。

2 地域再生計画全体について

【「1 地域再生計画の名称」を変更する場合】

該当の有無 (有〇 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の名称	地域再生計画の内容にふさわしい名称となっているか。	手引き:1-53 1	-	

【「2 地域再生計画の作成主体の名称」を変更する場合】

該当の有無 (有〇 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画作成 主体	地域再生計画認定申請の申請者は適切か。	手引き:1-53 2	-	

【機密性2情報】

【「4 地域再生計画の目標」を変更する場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
目標の妥当性	地域再生基本方針の「地域再生の目標」に適合しているか。	手引き:1-14, 40 Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために行う事業と、上位計画や関連計画との間に整合性があるか。	手引き:1-14	—	
	地域の課題に適切に対応する目標となっているか。	手引き1-14,54 4 Q&A:Q7-1~2,Q7-5	—	
	地域再生計画の目標の記述と定量的な数値目標の整合性が図られているか。	手引き:1-40~43 Q&A:Q7-1	—	
	定量的な数値目標は中間評価・事後評価ができる適切なものとなっているか。	手引き:1-40~43 Q&A:Q7-1~2	—	

【「5 地域再生を図るために行う事業」を変更する場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画の効果・効率性	地域再生を図るために行う事業が効率的となっているか。	手引き:1-14 (1) Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために、関連事業等と連携・組合せがされているか。(仮に事業単独で行う場合も、連携の要否が十分検討されているか。)	手引き:1-36 Q&A:Q7-4	—	
	地域再生を図るために行う事業がどのように寄与するか記載されているか。	手引き:1-14(2) Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために行う事業の効果の発現は十分に見込まれるか。	手引き:1-40~43	—	
	計画期間と事業実施期間は適切か。	手引き:1-55,57	—	
計画の実現可能性	地域住民の合意形成が図れるなど地元の機運が醸成されているか。	手引き:1-15(3)	—	
	地域再生を図るために行う事業の実施体制は整っているか。		—	
	地域再生を図るために行う事業の実施スケジュールが明確であるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	—	
	地域再生を図るために行う事業が法令等を遵守しているものであるか。	手引き:1-17,20,22 Q&A:Q8~10	—	

【「6 計画期間」を変更する場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
計画期間	計画期間の変更是やむを得ないと認められるか。		—	

【「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」を変更する場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
評価	地域再生計画の中間評価・事後評価の方法と公表方法は適切か(評価の体制は、学識経験者等の第三者の意見を求める、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するようになっているか。)。	手引き:1-44~49 Q&A:Q17	—	

【機密性2情報】

3 地方創生整備推進交付金を充てて行う整備事業関係について

【施設、路線・地区を追加・変更する場合】

該当の有無 (有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	整備事業(整備交付金)の種類は明記され、2以上の種類の施設整備が含まれているか。	手引き:1-4,17,20,22 Q&A:Q8~10	—	
	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	手引き:1-25~33 Q&A:Q7-5	—	
	実施する整備事業が地方版総合戦略に定められているか。	手引き:1-15(4) Q&A:Q7-3	—	
	整備事業が政策・施策間連携その他の観点により先導的な事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	—	
	デジタル技術の活用・連携により、デジタル社会への形成に寄与する事業となっているか。	手引き:1-15(5),1-56⑧ Q&A:Q6	—	
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	手引き:1-36,1-57(3) Q&A:Q7-4	—	
	交付金の対象施設が交付対象となっているものか。	手引き:1-17~23 Q&A:Q8~10	—	
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		—	
	事業費に対する交付金の額は適切か。	手引き:1-9~10 Q&A:Q23~24	—	
	整備事業の実施状況に関する客観的な指標(KPI)は適切に設定されているか。(整備目的や個々の事業への投資に対する十分な成果・効果を直接的に評価可能なアウトカム指値を設定しているか。)	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	—	
	KPIについて、毎年度、事業の実施状況が評価可能なアウトカム数値が設定されているか。または、複数のKPIを設定するなど、毎年度事業の状況が評価可能なものになっているか。	手引き:1-41~43 Q&A:Q7-2	—	
	必要な関係機関との調整を終えているか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	—	
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	—	
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		—	
道の整備事業	区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	手引き:1-24,2-25~28, 2-30~32 Q&A:Q15	—	
	申請書等は様式に沿って作成しているか。	手引き:2-45~61 Q&A:Q15	—	
	地域再生を図るために行う2以上の施設の道整備において各施設間に関連性が認められるか。	手引き:1-17, 25~29 Q&A:Q7-5	—	
	市町村道にあっては、市町村の認定路線になっているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	—	
	広域農道にあっては、土地改良法に基づく実施手続を了しているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	—	
	林道にあっては、地域森林計画に記載されているか。	手引き:1-18③ Q&A:Q8	—	
	広域農道又は林道の保全対策にあっては、地方創生整備推進交付金要綱に定める事業費等の要件を満たしているか。	手引き:2-7,3-6-7	—	

【機密性2情報】

	交付金を充てて整備する施設の配置が効率的なものになっているか。	手引き:1-20,30~32 Q&A:Q7-5	—	
	公共下水道にあっては、下水道法第4条に定める事業計画が策定されているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
	農業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙10-1及び10-2に定める手続を了しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
	漁業集落排水施設にあっては、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙21に定める事業計画を作成し提出しているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
	浄化槽にあっては、循環型社会形成推進交付金交付要綱、同取扱要領、浄化槽設置整備事業実施要綱、同取扱要領、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱及び同取扱要領に定める要件を満たしているか。	手引き:1-21③ Q&A:Q9	—	
	交付金を充てて整備する地方港湾と第一種漁港・第二種漁港の一体的整備の必要性が説明できるか。	手引き:1-22,32~33 Q&A:Q7-5	—	
港の整備事業	港湾施設にあっては、地方港湾審議会の意見の聴取(港湾計画を作成している場合)その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	—	
	漁港施設にあっては、漁港施設用地利用計画その他の所要の調整を了しているか。	手引き:1-22③ Q&A:Q10	—	

【施設、路線・地区の追加・変更以外の変更の場合】

該当の有無 有 無)

項目	チェックリスト	参照箇所	チェック欄	理由・根拠資料等
共通	交付金を充てて整備する施設の整備の必要性や内容が明確になっているか。	手引き:1-25~33 Q&A:Q7-5	—	
	整備事業と連携・組合せする独自事業等の関連事業が適切に記載されているか。	手引き:1-36,1-57(3) Q&A:Q7-4	—	
	計画期間の整備量に対する事業費は適切か。		○	山梨市し尿等投入施設に対して事業費1,505百万円は現時点における人件費及び物価高騰による金額で算出した事業費であり、内容を精査しているため適切である。 ・公共下水道 し尿等投入施設 1施設 事業費 C=1,505百万円
	事業費に対する交付金の額は適切か。	手引き:1-9~10 Q&A:Q23~24	○	事業費1,505百万円に対する交付金753百万円(補助割合50%)の額は適切である。
	必要な関係機関との調整を終えているか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	○	山梨県事業課等関係各課及び山梨市の財政担当と事業の実施について協議済みである。
	施設用地が確保されている、又は、適切な用地交渉等により確保される十分な見通しがあるか。	手引き:1-15(3) Q&A:Q6	—	
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか。		○	令和5年度に管理主体となる山梨市環境課と協議を行っており、管理を行う内諾を得ている。
	区域図、整備箇所を示した図面、工程表等認定に必要な資料も添付されているか。	手引き:1-24,2-25~28, 2-30~32 Q&A:Q15	○	区域図、整備箇所を示した図面、工程表、総合戦略等必要な資料を添付した。
	申請書等は様式に沿って作成しているか。	手引き:2-45~61 Q&A:Q15	○	地域再生計画認定申請マニュアル及び地域再生計画の手引きに掲載されている様式に沿って申請書等を作成している。

注1) 道の整備事業、汚水処理施設の整備事業、港の整備事業のチェック欄は該当する整備事業の種類のみチェック願います。

注2) 記入欄が不足する場合は行の高さを調節してください。行の挿入・削除、その他の改変を行わないでください。

注3) 必要に応じて、参考資料を添付してください。

【機密性2情報】

【機密性2情報】

【機密性2情報】

【機密性2情報】